

空き家適正管理促進事業

空き家を放置していませんか？

建物は管理されていないまま長期間放置されていると、老朽化やそれに伴う倒壊の危険性など、様々な問題が発生します。

空き家の管理代行サービスを利用しましょう！

遠方等でご自身で管理が難しい時は、空き家管理代行サービスを利用して、空き家を適正に管理しながら、利活用について考えましょう。



空き家の管理代行 例えば...

- 外観調査
- 建物内部確認
- 内部換気
- 通水
- 郵便物確認
- 敷地内の草刈り
- 空き家所有者等への報告 など

補助制度の概要

- 補助内容 空き家の管理代行サービス費用の一部を補助
対象者 空き家の所有者で管理代行サービスを利用するもの
補助金額 管理代行サービス費用の1/3 上限：36,000円/年（最大3年間）

※補助制度の内容や金額は市町によって異なります。

※補助対象となる管理代行サービスは、県または市町の登録を受けた事業者が提供するサービスとなります。

お問い合わせ先 （制度実施状況、補助金額等は市町により異なりますので、必ず各市町担当課までご確認ください。）

市町名	担当課	連絡先	市町名	担当課	連絡先
福井市	住宅政策課	0776-20-5571	坂井市	移住定住推進課	0776-50-3036
敦賀市	住宅政策課	0770-22-8141	永平寺町	建設課	0776-61-3948
小浜市	営繕管財課	0770-64-6073	南越前町	建設整備課	0778-47-8003
大野市	地域文化課	0779-64-4834	越前町	定住促進課	0778-34-8727
勝山市	営繕課	0779-88-8128	美浜町	まちづくり推進課	0770-32-6701
鯖江市	防災危機管理課	0778-42-5104	高浜町	建設整備課	0770-72-7702
越前市	建築住宅課	0778-22-3074			

福井県空き家管理代行サービス事業者登録制度

福井県では市町と連携して、空き家管理代行サービスを提供する事業者向けの登録制度を設けています。

詳しい登録内容についてはお問い合わせください。



HPはこちら

